

職業安定分科会（第226回）	資料2
令和8年8月20日	

令和8年熊本地震に係る雇用調整助成金の特例措置（案）

緊急時における雇用調整助成金の在り方について（労働政策審議会職業安定分科会 報告書） （令和8年3月27日）（抜粋）

5 過去の特例、調査・研究等を踏まえた今後の緊急時の雇用調整助成金の在り方

（2）今後の緊急時の特例措置の在り方について

② 自然災害等について

近年においても災害は頻発し、また激甚化しているところ、災害は突然発生し迅速な初動が必要であること、様々な規模の災害がある中で、雇用調整助成金の特例措置の実施に関する予測可能性を高めることが円滑な対応に繋がること、過去に頻回発生しており、災害のレベルに応じて、概ね一定の対応パターンが形成されつつあること等を踏まえ、改めて当分科会において、特例措置実施の判断基準や内容について基本方針を定め、災害発生時には、その方針に沿って迅速対応することが適当である。

過去例を踏まえれば、以下の3点を特例措置実施の要件とすることが適当と考えられる。

（ア）政府全体の動き

緊急災害対策本部又は非常災害対策本部の設置等、政府全体として影響の大きな災害と位置づけて、対応することとしていること

（イ）企業活動への影響

激甚法第12条指定があること

（ウ）雇用への影響

災害発生後に事業主から労働局等への相談件数が一定程度存在すること

特例措置の内容について、最近の例を踏まえれば、上記の要件に該当する場合であって、（イ）の激甚法第12条指定がいわゆる局激指定の場合には、事業活動縮小の判定期間を縮減し、迅速な支援となるよう、当該災害に伴う経済上の理由により事業活動が縮小した全国の事業主に係る生産量要件を緩和することが適当である。

いわゆる本激指定の場合にはそれに加え、被災地（災害救助法対象地域を含む都道府県等）に所在する、災害に伴う経済上の理由により事業活動を縮小した事業主に対して手厚い支援を行うため、助成率や支給日数の引上げを基本として対応し、災害や被災地の事業所の状況によりその他の要件緩和等についてもきめ細かく検討することが適当である。

特例措置の期間について、（中略）その期間は1年間を基本とすることが適当である。

支給日数については、いわゆる本激指定の場合には（中略）300日に引き上げ、いわゆる局激指定の場合は平時と同様の100日とすべきである。

その上で、個々の事例への判断にあたっては、被災地の労働市場や被災・復興の状況、現地の事業主、労働者の状況なども踏まえつつ、当分科会において、公労使が議論の上で適切に判断を行うこととする。

その際、必要に応じ、休業のみならず、教育訓練の推進や在籍型出向支援など他の施策による雇用維持支援の有効性についても検討することが有効である。



令和8年8月18日

内閣府政策統括官(防災担当)

「令和八年熊本地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」への適用措置(中小企業に関する特別の助成)の追加指定見込み(対象市町村の追加(2回目))について

【局激】

【適用措置】	【対象市町村】
○中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法第12条) 事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行う。	熊本県御船町 ^{みふねまち} " 八代市 ^{やっしろし} (追加) 熊本県宇城市 ^{うきし} " 嘉島町 ^{かしままち} " 氷川町 ^{ひかわちょう}

令和8年熊本地震に係る雇用調整助成金の特例対応(案)

		通常制度	対応案 ※激甚法12条の指定は「局激」
要領事項	対象事業主	経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主	熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主
	生産量要件	最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上低下 ※設置1年未満は対象外	最近1か月間が前年同期比10%以上低下 ※設置1年未満も対象
	雇用量要件	最近3か月間の月平均値が前年同期比5%を超え6名以上(中小企業は10%を超え4名以上)増加していないこと	撤廃
	残業相殺	時間外労働があった場合、休業等の延べ日数から所定時間外労働日数を差し引くこと	熊本県においては撤廃
省令事項	支給日数	1年100日、3年150日	同左
	対象労働者	雇い入れ後6か月未満は対象外	同左
	クーリング要件	過去に雇用調整助成金の支給を受けた最後の判定基礎期間の末日の翌日から起算して1年を超えていること	同左
	対象となる休業の規模	中小1/20以上、大1/15以上	同左
	助成率	中小2/3、大1/2	同左
	教育訓練実施率に応じた規定	一定期間経過後、教育訓練の実施率により助成率が変わる場合あり (令和6年4月新設)	熊本県においては撤廃

雇用調整助成金

経済上の理由で、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、**労働者の雇用の維持**を図った場合に、**休業手当等の一部を助成する制度**

<助成率>

中小企業

大企業

教育訓練
実施時加算

助成率・額

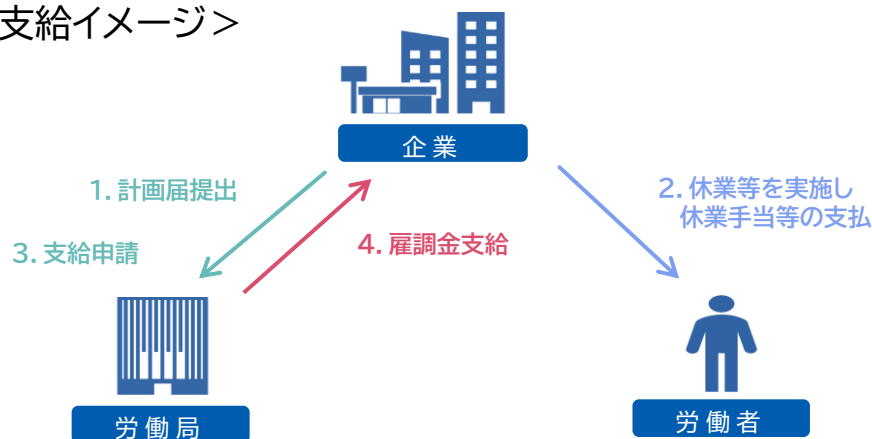
2/3

1/2

1,200円

※ 加算額は一人・一日当たり。一人当たりの日額上限額は雇用保険基本手当日額の最高額(令和8年8月1日現在、9,110円)

<支給イメージ>



○ 助成率については、教育訓練の実施率※に応じて以下の通り変動する

	中小企業	大企業	教育訓練実施時加算
10%未満	1/2	1/4	1,200円
10%以上 20%未満	2/3	1/2	1,200円
20%以上	2/3	1/2	1,800円

※ 休業又は教育訓練を行った日数に対する教育訓練を行った日数の割合。

<主な要件>

【支給対象事業主】

・雇用保険適用事業所

【支給対象労働者】

・雇用保険被保険者

【要件】

・生産指標の最近3か月間の月平均値が前年同期との比較で10%以上低下
・雇用量の最近3か月間の月平均値が前年同期との比較で10%超かつ4人以上増加していない(中小企業の場合)等

【支給限度日数】

・1年100日、3年150日

【クーリング期間】

・直前の対象期間中に、雇用調整助成金を受給した最後の判定基礎期間の末日から1年間は受給できない

参考：平成28年熊本地震における雇用調整助成金の特例対応

		通常制度	平成28年熊本地震 ※激甚法12条の指定は「本激」
要領事項	対象事業主	経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主	熊本地震に伴う経済上の理由により事業活動を縮小した全国の事業主
	生産量要件	最近3か月間の月平均値が前年同期比10%以上低下 ※設置1年未満は対象外	最近1か月間が前年同期比10%以上低下 ※設置1年未満も対象
	雇用量要件	最近3か月間の月平均値が前年同期比5%を超え6名以上(中小企業は10%を超え4名以上)増加していないこと	撤廃
	残業相殺	時間外労働があった場合、休業等の延べ日数から所定時間外労働日数を差し引くこと	熊本県においては撤廃
省令事項	支給日数	1年100日、3年150日	九州7県において1年300日
	対象労働者	雇い入れ後6か月未満は対象外	雇い入れ後6か月未満も対象
	クーリング要件	過去に雇用調整助成金の支給を受けた最後の判定基礎期間の末日の翌日から起算して1年を超えていること	特例利用前：撤廃 特例利用後：有り
	対象となる休業の規模	中小1/20以上、大1/15以上	同左
	助成率	中小2/3、大1/2	九州7県の事業主について中小4/5、大2/3
	教育訓練実施率に応じた規定	一定期間経過後、教育訓練の実施率により助成率が変わる場合あり (令和6年4月新設)	(令和6年4月から新設規定なので該当なし)